

仕様書

1. 件名

緊急時安否確認サービスの調達

2. 業務目的

本業務は大規模震災等の緊急時に NEDO 役職員の安否確認を迅速に行い、NEDO 役職員の安全を確保することを目的として、外部の警備・通信業界等の各社が提供している緊急時安否確認サービスを調達するものである。

3. 契約期間等

サービス準備期間：契約締結日から 2023 年 3 月 31 日まで

サービス提供期間：2023 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

4. サービスの対象者（利用者）

NEDO 役職員 約 1,500 名（2023 年 1 月現在）

なお、人数については最大 2,000 名まで増減があっても金額の変更がないこと。

5. サービスの提供要件

受注者は、6. のシステム機能等を有した安否確認サービスを提供すること。

なお、安否確認サービスは、業務アプリケーションの稼働に必要なハードウェア及び OS、ミドルウェア等のソフトウェアを個別には調達せず、アプリケーションサービスとして提供される商用のもので、インターネット経由でのサービスであること。

6. サービスのシステム機能等

（1）管理者による情報管理機能

- ① 安否確認サービスのシステム全体の全機能进行操作できる権限のある管理者（以下「管理者」という。）を最大 3 名まで設定できること。
- ② 所属部署のグループごとに管理する権限のある管理者（以下「グループ管理者」という。）を最大 400 名まで設定できること。

（2）安否確認メールの配信、安否情報の閲覧／集計等

- ① あらかじめ登録した地域に、発注者が設定した震度以上の地震が発生した場合、あらかじめ登録した利用者の携帯電話やスマートフォン（以下「携帯端末」という。）及

びパソコンのメールアドレスに安否確認のためのメールを自動的に一斉送信できるものであること。

- ② 登録地域は都道府県単位で設定可能であり、一人につき職場と居住地域など 2 箇所以上の登録ができること。
- ③ 自然災害や新型インフルエンザなどの感染症等が発生した場合に、あらかじめ登録した利用者の携帯端末及びパソコンのメールアドレスに安否確認のためのメールを手動操作で一斉送信できるものであること。
- ④ 想定している災害等の発生時以外でも、管理者及びグループ管理者はシステムを業務上必要な連絡等に使用可能なものであること。
- ⑤ 管理者がメール一斉送信する際のメール本文を、テンプレートとして最低 3 種類以上準備できること。
- ⑥ 管理者はパソコンからだけでなく、携帯端末からもメールの一斉送信が行えること。
- ⑦ 安否確認ができない利用者に対して、管理者及びグループ管理者からメールの再送信が可能なシステムであること。また、利用者に対してのメール送信が個別に行えるものであること。
- ⑧ 電話等で直接安否確認がとれた場合などには、管理者及びグループ管理者にて安否情報の代理登録ができるシステムであること。
- ⑨ 安否情報は管理者及びグループ管理者が閲覧できるものであること。
- ⑩ 安否情報閲覧の際、利用者全員の一覧表示、安否情報区分（最低でも 3 つ以上の区分）での表示、所属部署等での表示が可能なこと。
- ⑪ 安否情報は管理者にて履歴データとして管理できるものであること。
- ⑫ 安否情報は EXCEL 形式又は CSV 形式でファイル出力できるものであること。
- ⑬ 災害訓練を実施する場合にも一斉送信等、上記の機能が使用可能なサービスであること。
- ⑭ 安否確認システムの利用回数制限を設けないこと。

(2) 利用登録

- ① 利用者は携帯端末及びパソコンから利用登録を行うことができること。
- ② 利用者 1 名につき、安否確認メールを受信することができる利用者自身のアドレスを 2 つ以上登録できるものであること。
- ③ 利用者は登録するメールアドレスに安否確認メールが届くかどうか、テスト送信・受信の確認ができること。
- ④ 利用者は②のメールアドレスの変更が可能であること。

(3) 安否情報の登録

- ① メールを受信した利用者がメール本文内の URL から安否登録の Web ページにアク

セスすることにより、安否情報を登録するものであること。また、管理者がメールを一斉送信した後は、利用者がメールを受信できない状況にあっても、安否登録の Web ページにアクセスすることが可能であること。

- ② 登録する安否情報は、携帯端末やパソコンのブラウザ上で安否情報区分等を選択するものの他に、100 文字程度のフリーコメントが入力できるものであること。また、安否にかかる設問や選択肢は、管理者機能で追加や編集が可能であること。
- ③ 安否情報を一度登録した後も状況の変化に応じて再登録が可能なものであること。また、再登録の回数に上限を設けないこと。

(4) メンテナンス機能

- ① 管理者は、利用者データの追加、削除及び変更作業が Web 上又は CSV 等のデータから一括で行えるものであること。
- ② 安否確認の必要がなくなったときに、登録された安否情報やメールの送信履歴等をリセット（削除）できるものであること。

(5) セキュリティ対策

- ① 管理者及びグループ管理者からであっても登録されたメールアドレスは照会できないものであること。
- ② 情報漏えい対策として、安否情報等の集計データ等は、原則サーバー側にデータを蓄積させ、管理者及びグループ管理者から参照するものとする。
- ③ 個人情報保護のため、SSL による暗号化機能を付加したプロトコルでサーバーとブラウザ間の通信を暗号化するものとする。
- ④ Web サイトを利用する際に、ログインするパスワードを入力し、複数回間違えた場合は、ログインできないこと。
- ⑤ 受注者は、プライバシーマークの付与認定又は ISMS（ISO 27001）の認証を受けていること。

(6) サーバーの設置場所及び運用・監視体制

- ① 受注者は自社のデータセンター等でサービス提供を行うこと。
- ② 契約期間中は 24 時間 365 日、本サービスの運用、監視及び保守を行うこと。
- ③ データセンター等は、日本国内にて 2 ヶ所以上で運用していること。また、大規模災害時の被害を想定した相互補完機能を有するような地理的要因を考慮した場所に設置されていること。
- ④ データセンター等への電力供給ルートが冗長化されていること。
- ⑤ データセンター等では自家発電等による 24 時間以上の電力供給が可能であること。
- ⑥ データセンター等へのインターネット回線が冗長化されていること。

(7) 操作マニュアルの作成等

- ① 携帯端末及びパソコンからサービスを容易に操作できるよう、管理者用、グループ管理者用、利用者用にそれぞれマニュアルを作成し、電子データで発注者へ提出すること。マニュアルに記載する内容はあらかじめ発注者の了承を得ること。
なお、契約期間中にシステムの利用方法に変更等が生じた場合は、その都度マニュアルを変更し、電子データを発注者へ提出すること。
- ② 本サービス開始前に、管理者及び利用者向けに操作説明をそれぞれ一回行うこと。説明方法は、発注者と相談して対応すること。

(8) サポート

発注者の管理者が利用可能な問い合わせ窓口（障害や操作問い合わせ等）を設置すること。

7. 守秘義務等

受注者は以下のとおり守秘義務等を負うものとする。

- (1) 受注者は、本業務で知り得た公開情報を除く情報、資料等は本業務内でのみ使用するものとし、その他の業務で使用しないこと。また、本業務の終了時には発注者の指示に従い、それらの資料、情報等の全てを破棄又は返却すること。
- (2) 受注者は、情報の漏えい、改ざん、消去等が発生した場合及びシステム障害が発生した場合は、その内容の調査、影響範囲、復旧等について直ちに発注者に報告すること。
- (3) 受注者が機密情報を外部に漏えいし、又は外部に持ち出したこと等に起因して発注者が損害を被った場合は、発注者は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、発注者が適当と考える必要な措置をとることができる権利を有するものとする。

8. その他業務

- (1) 5. 及び6. に係る付帯業務を行うこと。
- (2) 本業務における契約書は、受注者の契約書等を使用する。ただし、受注者は事前に発注者に契約書等を提示し、発注者の求めにより契約条項等の調整に応じること。
- (3) 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。